

令和6年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和6年6月14日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年6月14日	9時30分	議長	重松一徳	
	閉会	令和6年6月14日	10時56分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	工藤絵美子	出	8番	大久保由美子	出
	2番	水田志保	出	9番	末次明	出
	3番	中牟田文明	出	10番	栗野久明	出
	4番	佐々木教雄	出	11番	大山勝代	出
	5番	中村絵理	出	12番	松石信男	出
	6番	天本勉	出	13番	重松一徳	出
	7番	松石健児	出			
会議録署名議員		6番	天本勉	7番	松石健児	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井上克哉		(係長) 天野拓也		(書記) 真崎静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	大石顕		
	副町長	熊本弘樹	まちづくり課長	井上信治		
	教育長	柴田昌範	定住促進課長	山田恵		
	総務課長	平野裕志	建設課長	今泉雅己		
	企画政策課長	亀山博史	会計管理者	寺崎博文		
	財政課長	吉田茂喜	教育学習課長	古賀浩		
	税務課長	古賀満宏	福祉課参事	松田美紀		
	住民課長	藤田和彦	こども課保育園長	舟木徳茂		
	健康増進課長	村上妙子	産業振興課参事	佐藤定行		
	福祉課長	戸井竜二	まちづくり課図書館長	城本直子		
こども課長	山本賢子	建設課参事	酒井孝行			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告（付託議案第23、26号、承認2、4号）
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告（付託議案第24、25、26、27、28号、承認3号）
- 討論・採決
- 日程第3 議案第23号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第24号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第25号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第9 議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第27号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第28号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 意見書第1号 少人数学級・教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第13 意見書第2号 政治資金パーティー裏金問題の再発防止等を求める意見書
- 日程第14 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会）

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
去る11日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆様、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

議案第23号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第12号））

議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、6月10日付付託されました上記の議案を審査の結果、議案第23、26号、承認第2、第4号は原案を可決・承認すべきものと可決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、承認第4号、議案第26号に対する審査の結果は次のとおりです。

記

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第12号））

歳入

（17款1項3目1節） ふるさと応援寄附金1,000万円

企業版ふるさと納税寄附金70万円

ふるさと応援寄附金1,000万円、企業版ふるさと納税寄附金70万円が計上されている。3月補正から増額した理由についてただしたところ、令和5年度のふるさと応援寄附金は3月下旬に寄附金額の増額が見込まれたためであり、決算額は9億400万円ほどで令和4年度に比べて3,000万円ほど増額になる。また、企業版ふるさと納税寄附金は年度末に駆け込みで寄附があり、合計8件、410万円であるとの説明を受けました。

どのような返礼品が伸びているかただしたところ、米や佐賀牛が伸びており、今後野菜も拡充できないか検討しているとの説明を受けました。

ふるさと応援寄附金は町の貴重な財源となっており、今後の増額に対する取組についてただしたところ、新たな返礼品の追加や登録サイトを増やして寄附者が寄附しやすい環境を整備するなど寄附額向上に努めていきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、他の自治体の取組状況を研究しながら、増額につながる取組を講じるよう提案いたしました。

議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）歳入全般及び歳出所管分  
歳出

（10款4項2目18節） 自治公民館冷房費助成金93万9,000円

基山町自治公民館熱中症予防冷房費助成事業は、令和6年7月1日から9月30日までの3か月間、熱中症予防のため、自治公民館の冷房費を助成する事業である。助成額は1時間当たり100円とし、1日6時間を上限としている。

各区の利用形態が様々であり、公民館管理者の煩雑さが伴う。来年度以降も実施するのかとただしたところ、各区の利用実績や各区の意見を伺い、修正や見直しを行いながら継続していきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、各区で状況が異なるため、全区に均等に補助することも含め、区からの申請方法を簡単にし、内容について十分精査していくよう提案しました。

（10款5項2目13節） 施設使用料74万1,000円

基山町総合体育館アリーナ熱中症予防冷房使用事業は、熱中症予防のため、令和6年7月1日から9月30日までの3か月間に週替わりで火曜日から金曜日の日中に総合体育館アリーナの冷房料金を町が負担する事業である。

基本的に利用者が冷房料金を支払うべきである。アリーナの利用者のためだけではなく、冷水器の設置やロビーや更衣室に冷風機やスポットクーラーを置くなどの取組ができないか

とただしたところ、総合体育館をクーリングシェルターにするといった考え方はしていないので、常時クーラーを入れた状態にするのは難しい。体育館と武道館の間の通路を大型扇風機を置くなどして風通しをよくし、クールダウンの場所とすることも考えているとの説明を受けました。

アリーナだけでなく、他の施設の利用者との整合が取れるのかとただしたところ、全ての施設の整合性を取るのは難しいが、事業期間が終了する10月以降に利用者の意見を聞いて改善していきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、一律に冷房を使用するのではなく、温度や湿度や使用時の状況に配慮すること、利用者からの意見を基に改善していくよう提案いたしました。

なお、議案第26号については、アリーナだけの対策なら他のスポーツ団体等との公平性に欠けるなどの課題があるため修正案が提出されましたが、賛成少数で否決され、原案どおり可決されました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

#### ○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

ただいまより厚生産業常任委員会審査報告をします。

議案第24号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第25号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）中歳出所管分

議案第27号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月10日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第24、25、26、27、28号、承認第3号は原案を可決・承認すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第24号、25号、26号、28号に対する審査の経過は次のとおりです。

#### 記

#### 議案第24号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

保育所等の職員配置基準の見直しによる条例の一部改正です。配置基準の見直しについては、3歳児は子供20人につき保育士1人から、15人につき1人となる。4歳以上の児童は子供30人につき保育士1人から、25人につき1人に改正されます。保育士に余裕ができ、目配りや丁寧な保育ができることや保育士の処遇改善にもつながるものです。

今回の改正で、対象事業所や保育士増員による経費負担についてただしたところ、基山町家庭的保育事業等に該当する事業所については、小規模保育事業A型が4か所あるが、ゼロ歳から2歳までの保育事業所なので、今回の改正では影響を受けないとの説明を受けました。

当委員会は、影響しない小規模保育事業A型のゼロ歳から2歳児も配置基準の見直しを働きかけるよう提案しました。

#### 議案第25号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

法律の一部改正により、後期高齢者保険証は令和6年12月2日から新規発行をしないため、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となりました。

マイナンバーカードの未申請者やマイナ保険証の未登録者はどうなるのかとただしたところ、現在、後期高齢者医療保険に加入されている方には令和6年7月中に新しい保険証が送付され、令和7年7月31日まで使用できます。その後は、従来の保険証は発行されないが、新たに資格確認書が届くため、それを利用し、今までと変わらずに医療機関で受診できるとの説明を受けました。委員の中からは、従来の保険証とマイナ保険証を並行して運用していくべきとの意見もありました。

当委員会としては、マイナンバーカード申請やマイナ保険証の登録も併せて普及啓発を行うように提案しました。

#### 議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）中歳出所管分

##### 歳出

（2款1項6目18節） 地域公共交通活性化協議会負担金401万9,000円

（2款1項6目20節） 地域公共交通活性化協議会貸付金1,303万7,000円

令和7年10月のデマンド交通の本格導入を目指して、ウェブ予約システムを使用した予約

制・乗合型の「デマンド交通」と、併せて東明館学園の通学バスを通学時間帯以外に利用して、地域住民を対象に「定時定路線バス」を運行する実証実験を、今年9月から11月の3か月間にわたり実施するものです。

東明館学園の通学バスを利用した実証実験の目的をただしたところ、地域公共交通計画の施策に、町内を運行する車両を活用したサービスモデルの構築を目指すと掲げていると説明を受けました。

デマンド交通の利用者は、大半は高齢者と思われるので、ウェブ予約システムの利用者は少ないと考えられます。ウェブ予約システムの導入で、どういう成果を望むのかとただしたところ、電話予約には時間的制約が発生するが、ウェブ予約システムは24時間予約が可能です。電話予約をはじめ、選択肢を増やして実証実験を行うとの説明を受けました。

また、本格導入のための判断基準が必要ではないかとただしたところ、実証実験の結果を受けて本格導入に向けた詳細を決めることになるので、現時点での判断基準はないとの説明を受けました。

当委員会としては、本事業は多額の予算を活用した実証実験です。実証するに当たり、利用した人だけでなく、利用しなかった町民の声も収集し、その結果について議会に報告し、町民に周知するように提案しました。

#### 議案第28号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）

基山町下水道事業は、令和8年度から宝満川浄化センターへの供給開始に向け、本町の汚水を圧送するために、汚水ポンプ場及び接続管渠の整備を行っています。

今回、国庫補助金が1億3,706万2,000円減額していることについてただしたところ、本来、重点施策の補助金は、これまでは内示率100%であったが、今年度は80%となっているとの説明を受けました。汚水ポンプ場は建設中であり、工事に支障はないのかとただしたところ、必要な工事を優先して事業を進め、最終年度で調整をするとの説明を受けました。

当委員会としては、令和8年3月までの委託期間内に、事業が滞りなく円滑に進捗できるよう努めることを提案しました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（重松一徳君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、質疑を終結します。

討論、採決を行います。

### 日程第3 議案第23号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第23号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第23号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第23号は可決されました。

### 日程第4 議案第24号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第24号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第24号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第24号は可決されました。

### 日程第5 議案第25号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第25号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてに対する討論を行います。討論はありませんか。大山議員、反対討論ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○11番（大山勝代君）（登壇）

おはようございます。

全国後期高齢者医療広域連合規約の変更についての反対討論をしたいと思います。（「佐賀県の後期高齢者」と呼ぶ者あり）佐賀県、ごめんなさい。

この反対討論をするに当たって、数日かかって原稿をまとめてきました。そして、今日の朝、佐賀新聞を読んでいたら、タイムリーといいますか、5ページに、健康保険証廃止まで半年、マイナ切替え、識者「持たない人の救済を」、任意取得から実質強制へ、機器トラブル、事務煩雑、医療現場に不安、保険証存続求める障害者、こういう形で、だから私がまとめたよりもこれを読んでもらったほうがよく分かりやすい。だけれども、せっかくまとめましたので反対討論します。

今回の改正というのは3つあって、そのうちの1つなんです。

後期高齢者医療制度が歴史的に変遷をしてきたところで、2008年、後期高齢者制度が始まりました。医療機関1割負担、3割負担ですけれども、これは発足当時、高齢者を差別する制度だとの批判が多くありました。老人医療への国の負担が1983年、45%でした。それが2020年には33.2%に引き下げられています。その分、被保険者の負担が高くなっているということです。

今回の、端的には、ここにありますように、現行の健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一本化です。これは国民にとって、特に高齢者にとっては死活問題ではないでしょうか。保険証、私たちは命綱と思っています。現行の保険証が廃止されて、カードを持たない、持ってない、私も持ちませんが、その人が無保険になる可能性があります。これは命に関わります。これは救済措置としてはありますけれども、被害が深刻化するおそれが必至だと一般的には言われています。

これまでマイナンバーカードは幾つもの問題点が指摘されています。導入から今日までトラブルが多発しているのは皆さん御承知と思います。他人へのひもづけ、多くの国民から情報漏えいの不安が膨れ上がっています。マイナ保険証で、医療機関1割負担の人が10割を払

わされたり、他人の情報が開示されて国や命や健康に直接関わる重大的イベントも発生しています。

本来、マイナンバーカードの取得、任意のはずです。しかし、ここにもありますように、推進するために国は実質強制へしやりきになっていると思います。本人の利益や資産など他人に知られたくない、これは人権ですが、それが尊重されないのが日本ではないでしょうか。ヨーロッパでは、自分のデータの取扱いコントロールできる権利があります。個人情報保護法ありますけれども、国はあまり推進していません。この個人情報保護法をきっちり推進していくなれば、今度のひもづけなど、そういうところへの問題は多発ではなくて少なくなるのではないのでしょうか。なぜ、ここには書いていないのですが、今の政権はこのマイナ保険証に固執しているのでしょうか。現行の保険証では認められていない医療情報の二次的利用を行うためだとある専門家は言っています。

後期高齢者医療制度で1割負担の人が2割になったときに、この連合協議会は要望書を国に撤回を求めています。また、マイナ保険証導入についても幾つかの要望を出しています。要は、全ての被保険者が安心して医療機関に受診できるようにするのが一番の道、それは従来の保険証を存続させることだと私は考えます。全国保険医団体連合会は、この導入の是非について医療機関に回答を求めたところ、87.8%の医療機関が来年の秋以降も現行の保険証の存続を求めていると報告しています。

今回の改悪の背景には、財界の要求、大企業の税、社会保障料削減にあります。マイナ保険証の移行の強行と医療DXの推進です。そして国民に一層の負担増を押しつけることにあります。

長くなりましたが、私は、このことの保険証の存続を求めて反対討論といたします。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第25号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって議案第25号は可決されました。

#### 日程第6 承認第2号

○議長（重松一徳君）

日程第6．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第2号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は承認です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって承認第2号は承認されました。

#### 日程第7 承認第3号

○議長（重松一徳君）

日程第7．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第3号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は承認です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって承認第3号は承認されました。

#### 日程第8 承認第4号

○議長（重松一徳君）

日程第8．承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会

計補正予算（第12号））に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第4号を採決します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は承認です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって承認第4号は承認されました。

#### 日程第9 議案第26号

○議長（重松一徳君）

日程第9．議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

中村議員ほか1名から承認の修正の動議が提出されておりますので、修正案をただいまから配付します。

〔資料配付〕

○議長（重松一徳君）

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

修正案を本案と併せて議題とし、まず、提出者の説明を求めます。中村議員。

○5番（中村絵理君）（登壇）

皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから修正動議の御説明をさせていただきます。

令和6年6月14日、基山町議会議長重松一徳様。

発議者、基山町議会議員中村絵理、同じく工藤絵美子。

議案第26号 令和6年度基山町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

次のページをお願いいたします。

別紙、議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案でございます。

修正案の提出理由を御説明申し上げます前に、実は少々、私、慣れていないものですから、一つ申し上げたいことがございまして、これは一度、先日の総務文教委員会の付託で、私、修正動議を出させていただきましたが、否決をされました。なぜここであえてもう一度修正動議を出させていただくか。実は、委員会の中での修正動議、それで否決ということになれば、これは委員会の中の先ほどの総務文教委員長の御報告どおりということになりますが、その内容まではっきりと皆様の前でお示しすることはできないと、執行部の皆様、それから町民の皆様方にはっきりとお示しすることができないと思い、ここで再度動議を出させていただきました。そういう理由によります。

それから、まず、この修正動議、私、慣れないものですから、サポートをしてくださった皆様方、心より感謝を申し上げます。

この補正予算を通してやらねば前に進まない、賛成すべきという考え方もございましょうが、考え方は人それぞれに違いますので、いろいろな議論を経てからよい結果が生まれるのではないかということで、私はこちらのほうも一つの理由に挙げさせていただきました。

それでは、訂正案、提出理由。

今回の総合体育館アリーナ熱中症予防冷房使用事業については、熱中症対策しての効果、この効果とは、よい結果、望ましい結果、効き目のことでございます。に疑問があるため、修正案を提出するものである。

第1表．歳入歳出の一部を次のように改める。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、1ページ、こちらのほう、こちらは歳出の部でございます。

こちらの上段は修正後、下段、斜線をしてあるところ、こちらは修正前。単位は千円となります。

まず1番目に、10款．教育費、5項．保健体育費の箇所、こちらをその分の列について、補正前の予算額は3億3,333万2,000円、その右の補正予算額はマイナス184万3,000円、そして補正後予算額は3億3,148万9,000円となっておりますが、今回の事業費、今回のアリーナ熱中症予防冷房使用事業の事業費74万1,000円を減額すると、提案させていただきます補正予算額は、斜線の上のほう、こちら、まず提案する補正予算額はマイナス258万4,000円となり、

補正後の予算額は3億3,074万8,000円になります。

したがって、その上の欄、10款. 教育費全体の補正前予算額9億8,191万6,000円、それから補正予算額は244万3,000円、それから補正後予算額は9億8,435万9,000円ですが、全てにおいて74万1,000円が減額されるため、今回提案する補正予算額は、その上の段、107万2,000円、補正後予算額も74万1,000円を差し引くため9億8,361万8,000円となります。

また、その次の欄、14款. 予備費でございますけれども、こちらは補正前予算額、こちらが1,510万5,000円、それから補正額、斜線で引かれているところです、二重で消してあるところ、こちらが34万5,000円、それから補正後予算額、こちらが1,550万1,000円。こちらに10款5項の保健体育費から74万1,000円を受け入れることで、従来の補正予算額マイナス34万5,000円が39万6,000円へ。また、従来の補正予算額の1,476万円が1,550万1,000円となります。ただし、従来の補正予算の総額に影響はございません。

それから、次に、2ページをお願いいたします。

こちらは御参考までに、令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）修正に関する説明書ですが、これは全体像を把握していただくために款項目だけで作成されております。

教育費全体から74万1,000円を減額し、予備費を74万1,000円増額したことが示されております。その下の歳出合計と補正額、その計には影響はございません。

そして、3ページ目、こちらは事項別明細書の中身になります。

まず、上の段、こちらは10款. 教育費、5項. 保健体育費、2目. スポーツ振興費の補正前の額、補正額などの内容になります。

補正前のスポーツ振興費の額は2億2,345万8,000円です。今回の補正額はマイナス280万3,000円、その計は2億2,065万5,000円でしたけれども、この補正額のところをさらに74万1,000円減額しますので、差引き、その差額によりマイナス354万4,000円となり、その計も74万1,000円を引いた2億1,991万4,000円となります。

また、その右側の補正額の財源内訳ですが、この事業の事業計画に記載されている1,000円は町費からの歳出となっていましたので、その分を減額するため、従来のマイナス498万3,000円がマイナス498万4,000円となります。

また、その右の13節、こちらの使用料及び賃借料、こちらのほうが従来の74万1,000円からゼロとなります。

また、同じ款項目の左側、下の欄に戻っていただき、そこに記載されているのは補正前の

額、これは計のところでは、3億3,333万2,000円です。これは5項、保健体育費の計になります。この補正額はマイナス184万3,000円、その計は3億3,148万9,000円となっていますが、ここからおのおの74万1,000円を減額し、その補正額をマイナス258万4,000円へ、その計を3億3,074万8,000円とするものです。

その右の一般財源の1,000円につきましては、先ほど御説明申し上げたことによります。

次に、下の欄、14款1項1目の予備費について、補正前の予算の額は1,510万5,000円です。今回の補正額はマイナス34万5,000円、補正後の計は1,476万円となっていますが、この補正額のところをさらに74万1,000円増額しますので、その差引き額は39万6,000円となり、その計も39万6,000円増額するため、1,550万1,000円になります。

また、その右側の補正額の財源内訳ですが、この事業の事業計画に記載されている1,000円は町費からの歳出となっていましたので、その分を増額するため、従来のマイナス34万5,000円がマイナス34万4,000円となります。

以上、修正案の説明を終了させていただきます。ありがとうございます。

**○議長（重松一徳君）**

これより修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。佐々木議員。

**○4番（佐々木教雄君）**

お尋ね申し上げます。

今の御説明を受けますと、要は、このアリーナでのエアコンの使用方法及び運営方法に疑問があると。教育費ではなく、予備費に財源を組み替えての実施を行うという捉え方でよろしいのでしょうか。お願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

中村議員。答弁は前でお願ひします。

**○5番（中村絵理君）（登壇）**

佐々木議員の質問にお答えをいたします。

まさしく議員がおっしゃるとおり、こちらはアリーナでのエアコンの使用法、その他運営方法に疑問がまだ生じたままであると。それで、そちらの教育費の中にある74万1,000円、これは事業費でございますけれども、それを予備費のほうに繰入れという形をすれば予算に影響はないと、補正予算には影響はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

中村議員に御質問させていただきます。

こちらに修正の提案理由を説明がありました。この中で、熱中症対策としての効果に疑問があるためというふうに書かれておりますが、中村議員としては、熱中症対策が必要か否かという点がもう一つ。もし必要であれば、どういう対策を取ることが効果的かということ、今後そういったことを町執行部に対して提案されていくのか、その辺を詳しく御説明ください。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）（登壇）

松石健児議員の質問にお答えいたします。

私なりにこの熱中症対策という、この基山町総合体育館アリーナ、ここだけに限定された熱中症対策予防冷房ですね、アリーナを冷やすと、この問題。それから、これが必要か否か。私、本当に考えました。けれども、よく考えれば、これは一つ自己管理の問題もあるけれども、まず、3月定例の議会のとときに多分この総合体育館熱中症対策の質問が出たと思います。その際に執行部のほうからは、もう既に3台の大型扇風機無料貸出し、それから窓を開けて風通しをよくしている、室温が分かるように温度設計を設置しているとの答弁がありました。ということは、もう既に行政なりに熱中症対策を行っている事実があると私は認識しました。そこで、高齢になると温度に対する感覚が弱くなるので、料金設定を変えるなど、高齢者の特性に配慮した熱中症対策はできないかとの質問に対し、冷房料金での対応はアリーナ全体の対象になるので難しいと、冷房の無償使用日での対応は現実化しやすいのでよい意見があれば検討するということとして、今回出てきたのが多分この事業案であると思います。

ですので、それはそれとして、これが果たして、じゃあどの範囲まで、どういう方たちまで熱中症対策になるのかと。要は、各週ですね、一月の間に4回、第1火曜、第2水曜、第3木曜、第4金曜、ここのそれも朝9時から12時まで、それから13時から16時、夕方までという限定された日時の中で、果たしてこれがこの熱中症対策と言えるのだろうか。

熱中症、それから、もともと私もスポーツをやっておりましたので、だから、基本的に利

用なされる方は施設の利用率と冷暖房費は支払うものだとは私は考えております。それから、自らスポーツを行う方々は、与えられた環境の中での自己管理は必ず必要なんだと、そういうことはもう既に通年を通してやっていたらっしゃる方々は認識していらっしゃると思います。その中で町はできる限りの対策を講じているので、そのところを、じゃあ急にエアコンを入れたから、それが、それも飛び飛びで、ごく限られた利用者の方々のために入れるというのであれば、私はここは、そこまで必要ではないのではないかと。今のところ、この事業に対して、事業計画に対して思うのは。その代わりに、やはりこれだけ町は、なぜこれが、これは町長の答弁でしたけれども、冷房料金での対応はアリーナ全体が対象になるから難しいと、ここをおっしゃってくださって、冷房の無償使用日での対応は現実化しやすいと。けれども、これはそのときに基山町として見ればほかの公共施設、例えば、町民会館にも冷房はあります。そういったところ、お金がアリーナはエアコン代高いですから。けれども、町民会館も安いからいいとかいう問題じゃなくて、これは公平性の問題だと思っております。なぜそこまで基山町は広く考えないで、この熱中症、アリーナだけに限定をしたのかと、この点について私は非常に疑問を持っております。ですので、そのところの理由が非常に大きいと。ほかの施設で冷房がない施設の方もいらっしゃいます。限定した夕方4時まで。でも、それから先にミニバレーをやる方たちもいるんです。熱中症は夜でも起きるんです。運動していなくても起きるんです。だから、そういう対策を町は頑張っているところやっていると。それであれば、今回なぜ、まだすぐにこれが実現できないのかという理由を御利用を希望していらっしゃる方々にお伝えして、丁寧な説明をして、そういう理由により、これは血税をつぎ込むのですから、ごく一部の方だけでは駄目なのだという丁寧な説明をなぜ、したのだろうか、したのだろうか、そこも疑問に思います。そういうところで大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

○議長（重松一徳君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、質疑を終結します。

議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）の修正案に対する討論をまず行います。

修正案について討論される方は挙手をお願いいたします。大久保議員、修正案に対して賛成ですか、反対ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）お願いします。

○8番（大久保由美子君）（登壇）

先ほどは失礼しました。

修正案に対する反対討論を行います。

まず、基山町は、令和6年度施政運営方針の1の③にスポーツ、音楽、各種文化活動の積極的な支援ということをやられております。また、今年は国民スポーツ大会、また、全障スポーツ大会もごございますし、スポーツ振興と健康増進を図るために気軽にできる軽スポーツ関係にも支援はされておりますが、こういう、以前から基山町は運動関係や文化関係は町民が積極的に活動なさっているということを私は認識しております。

続いて、そういう中で、今回この歳出の部分の10款5項2目13節、施設使用料74万1,000円、これはもともと一般質問で議員のほうから、地元の町民の声を質問の中で提案されてなされたことです。それから、その前の自治公民館の冷房、それもやはり同じく議員からの提案でございました。それを執行部としては積極的に、そのときの答弁はいろいろございましたでしょうけれども、今回6月議会補正に出すに当たり、担当課はしっかりとそこら辺を考えられて今回計上されたものと思います。

先ほど総務文教常任委員長の報告にもございましたけれども、もともとは基山町総合体育館アリーナ熱中症予防冷房使用事業、要するに、熱中症予防のために令和6年7月1日から9月30日までの3か月間にわたり、火曜から金曜日の中で週替わりに冷房を入れる。先ほど中村議員もおっしゃったように、自己管理、これは私も認めますし、また、受益者負担というんでしょうか、借りるためには、そういうこともよく分かりますが、そういう町民の声を聞かれて今回一般質問で提案されましたし、私も体育館を利用してある町民の方からそういうことは聞いておりますし、今までは風があるときは何とかドアを開けて使っていましたけれども、日中暑くなるともう何か温度も高くなるし、ドアを開けただけでは大変厳しい。しかし、体育館のエアコンはもう全館が1つしかないのも大変高額にもなることで、自分たちの団体では払うことは厳しいという声も聞いておりますので、そこで、また担当課の課長としては、この事業に対して、事業期間が終了する10月以降に利用者の意見を聞いて改善していきたいとも質疑の中からもおっしゃっておりますので、私は、まずはもう7月1日、すぐです。今でも、この5月ぐらいから日中は30度以上、ましてや昨日は久留米のほうで最高記

録だったということをちょっとお聞きしました。最終的には自己管理とは思いますが、私は、この施設使用料に対しては必要であるということで、今回の修正動議に対しては反対を申し上げたいと思います。

議員の皆様には賢明な判断をお願いいたしまして、以上で私の反対討論といたします。

**○議長（重松一徳君）**

ほかに討論はありませんか。水田議員、賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）お願いします。

**○2番（水田志保君）（登壇）**

おはようございます。

私は、議案第26号の修正案に対して賛成の立場で討論をいたします。

この議案は、基山町総合体育館アリーナ熱中症予防冷房使用事業です。せっかく出していた議案、まずはやってみてからという考えももちろんあると思いますが、今回出していた議案の内容から意見を述べさせていただきます。

まず、基山町使用料・手数料見直しの基本方針の中では、基本的な考え方の一部に、利用する人、利用しない人、また、利用者間における不公平が生じないように、受益者負担の原則、統一的な使用料算定ルール確立、減免規定の見直しを3本柱として、使用料や手数料の見直しを実施するため基本方針を策定するとあります。この中の受益と負担の公平性が確保されておらず、基本方針に反するのではないかと考えます。また、ほかのスポーツ、外のスポーツ、団体との公平性も欠けているのではないのでしょうか。

そして、基本的に熱中症予防対策になるのかという問題です。そして、この事業でどれだけの町民の方の熱中症予防になるのでしょうか。確かに、この対象日に当たった団体は冷房の効いたところでスポーツができ、その日はいいかもしれません。では、別の日はどうでしょうか。元の環境で運動することで、かえって熱中症になることも考えられませんか。夜も暑い日もあります。湿度によっても熱中症になる確率は高くなります。熱中症予防対策ならば、熱中症警戒アラートが発令されたら冷房を入れるとか、28度以上になったら入れる、体育館、そして多目的グラウンドを利用する人が使用できるように冷水器やスポットクーラー、冷風機を置くなど、そのような考え方はできなかったのでしょうか。せっかく考えていただいた熱中症予防対策、このような取組を行ったのに、行っていたのに、対象の日ではない日に熱中症を発症した方がいたらどうするのでしょうか。このような条件の下、ほかの施設を

利用されている方はどのようにお考えになるのでしょうか。体験というならば、熱中症予防ではなく、暑い日でも涼しい中、運動ができますよというようなイベントとしての見方から考えたほうがいいのではないのでしょうか。

このように課題が多く、いろいろな角度から議論しなければならない問題だと思います。それならば、なぜ前もって全員協議会などで議論や相談をしていただく場を設けていただくことはできなかったのでしょうか。そのために私たち議員はいるのではないかと残念でなりません。町民の幸せを一緒に考えて、一番いい場所を議論して着地点を見つけるのが職員と議員、町と議会ではないかと考えます。今回、議案審議や委員会の場でたくさんの議論がなされました。時間がないから取りあえず一回やってみるのではなく、新たな気づきの下に、現状、目標、課題、必要性、そして効果を精査して、もう一度出していただき、臨時議会を開いていただくことはできないのでしょうか。町民の笑顔を守り、その幸せのためなら時間はあると考え、私は修正案に賛成をいたします。

皆様の賢明な御判断をどうかよろしくお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

修正案に対する討論、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（重松一徳君）**

ないようですので、修正案に対する討論を終結します。

次に、議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）の原案に対する討論を行います。

討論はありませんか。佐々木議員。工藤議員、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）お願いします。

**○1番（工藤絵美子君）（登壇）**

おはようございます。

議案第26号 令和6年度一般会計補正予算について反対討論を行います。

私は、一般会計補正予算全てを反対しているわけではありません。基山町デマンド交通及び通学バス利活用実証運行事業について反対討論します。

この事業の目標は、町内輸送の最大効率化と採算性改善を両立し、持続可能なサービスモデルの構築を目指すことです。そして、今回はいよいよデマンド交通の本格導入に向けた実

証実験です。これまでの実証実験の検証結果を下に、限りなく実効性の高い形での実証実験であることが望まれます。

今回の実証実験では、通学バスを定時定路線バスとして活用した運行を計画しています。私は、この通学バスを利用した実証に対し疑問を持ち、委員会でも質問しましたが、納得いく答弁は聞けず、このままでは成果に結びつかないと考え、これから述べる4つの理由により反対いたします。

まず1つ目、東明館学園通学バスを活用とのことですが、48人乗りの大型バスが基山町のサイズに合っていると思えません。基山駅と基山町役場、片道1.4キロメートルほどの往復による利用率、人口規模からの乗車人数の想定を行えば、非効率となる可能性が高く、現実的ではありません。

2つ目、大型バスゆえに町内での運行路線が著しく限られています。町民の移動ニーズを満たすには大型バスを地域路線の中で活用することは不相当であると思います。

3つ目、基山町はゼロカーボンシティ宣言を行っています。大型バスの二酸化炭素排出という視点から、宣言とは逆行する行為であると考えます。

4つ目、答弁では、通学バスの定時定路線バスについて、本格導入の本気度がうかがえませんでした。結果、実証実験のためだけの利用になってしまえば税金の無駄遣いになるのではないのでしょうか。東明館学園は地域との連携を重視しており、地域社会の貢献度も高く、町が教育機関を応援していくことは大変意味のあることだと思います。しかし、補助金を活用した通学バスの購入と実証実験が今後町民に利益をもたらすことができるのかという疑問が残ります。

以上のことを総合的に判断し、私は、通学バス利活用実証運行事業には反対です。

議員の皆様は賢明で勇気ある判断をよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

原案に対する賛成の討論の方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ほかに討論される方。佐々木議員、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）お願いします。

○4番（佐々木教雄君）（登壇）

おはようございます。佐々木でございます。

議案第26号 令和6年度一般会計補正予算について反対討論を行います。

私も、本補正予算全般について反対しているわけではございません。デマンド交通及び通学バス利活用実証運行事業について反対を申し上げます。さらに、付け加えて言いますと、本実証運行そのものに反対しているわけではなく、その運行計画、実施内容に疑問を持ち、反対の討論をさせていただきます。

本事業は、令和7年度の本格導入に向け、最終実証と捉えています。本事業は、本年9月よりおおむね3か月の期間をかけ、町内全域で1,705万6,000円の事業費で行われます。多額の事業費で実施される以上、多面的に検証、分析、精査が必要と考え、反対理由を述べさせていただきます。反対理由は多々ございますが、3つに絞って述べたいと思います。

反対理由1、実施期間に問題がありと考えております。この期間、国スポ開催の期間であり、多数の乗車が見込まれ、正確な乗車数、利用率、乗合回数などが集計できるのでしょうか。国スポ期間中ということ考虑し、減額の算定方法などが明確になっておりません。これでは正確性に著しく欠けると思っております。

理由2、ウェブ予約システムについてでございます。今回、ウェブ予約システムの実証に当たり、340万円の構築費、120万円の運営費、計460万円が計画されております。ウェブ活用は利用が多ければ多いほど効果が発揮され、運営コストも安く、効率的になります。いわゆるスケールメリットでございます。これは都市圏など人口が多い場合効力を発揮しますが、基山町ではいかがでございましょうか。

前回実証運行では約240万円の予算で3週間の実施が行われました。130名が利用されました。今回の事業費は総額1,700万円と約7倍でございます。これを基に私なりの試算を出してみました。前回は3週間で130人でございました。これを4週間、1か月に換算すると約170名の利用ではないかと考えられます。今回3か月の運行で換算すると利用者は510名ということになります。別の算出方法で行うと、今回の経費は前回の7倍でございます。利用者も7倍で換算しますと約910名となります。ほかにも様々な角度で算出してみましたが、適切な計数と思えず、ここでは多い人数の910名で説明したいと思えます。なぜなら前回、今回ともに使用車両は2台でございます。町内全域で行いますが、大きく増えるには限度があると考えております。

導入済みの他市町の利用状況を見ますと、やはり高齢者が多く、ウェブ予約は約20%でござ

ございます。本町でも、過去の実証から高齢者の利用が多数を占めております。他市町のこの利用率を適用すると、910名掛ける20%、182名が利用されると想定されます。これをウェブ予約1人1回当たりの経費として割り出すと1回2万5,000円でございます。思わず、へえ、ああと、ちょっと頭をかしげる数字です。電話予約ですと1回10円、なおかつ利用者負担となります。基山町のマーケットサイズからすると本当に必要な実証でしょうか。本気で高齢者の利用を考えるならば、投資額はかさみ、経費かさみますが、経費を顧みずにAI音声予約での実証を行うべきじゃないでしょうか。それが町民に寄り添った施策ではないかと考えております。

理由3、今回の実証を行うに当たり、本格導入を見据えての目標、判断基準、シミュレーションを尋ねましたが、実証の結果を見て本格導入の際に収支や目標などの設定を行うとの答弁でございました。これも思わず、はあっと首をかしげてしまいます。本当にそのレベルでよいのでしょうか。結果を見て判断基準を決めるということは、結果によって判断基準が変わるということです。いわゆる採用のために判断基準の操作が行われる可能性があるということになります。これは行政がやってはいけないことだと思います。違いますか。そうでしょう。

私なりに様々な角度から算出を行ってみましたが、どれも私の満足のいく想定結果は出ませんでした。国の重要な補助金を利用し、私たちの大切な税金を使用しての実証事業でございます。実のある成果、結果を出すために、執行部も議案提出の際、もっと様々な角度から精査、検討し、早めの議会への提案を行い、お互いもっと深く真剣に議論をし、事業に臨むべきだと考えます。議員の皆様一人一人が1つの議案に対し、さらに真剣に向き合い、今以上の議論を重ねれば、議会の制度向上にもつながり、また、基山町がもっともっとよくなると信じております。

以上で討論を終わります。

各議員の皆様、賢明な御判断、勇気ある決断、果敢な行動をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（重松一徳君）**

原案に対する討論、ほかにありませんか。松石健児議員、反対ですか、賛成ですか。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）お願いします。

**○7番（松石健児君）（登壇）**

原案に対して賛成の立場から討論させていただきます。

冒頭、ちょっと討論する予定ではなかったんですけども、お二方のお話を聞きまして、賛成の立場から討論をさせていただくこととしました。

お二人の方それぞれ、基山町デマンド交通及び通学バス利活用の実証実験事業、それと、もう一つは修正案が出ておりますけれども、体育館のアリーナの修正案ですね、冷暖房費について、こういった部分は、大事なところでは委員会付託のほうでいろいろ議論されたと思います。

それにも増して、今回この事業以外で、きやまデジタルプラットフォーム事業、それと新型コロナウイルスワクチン接種事業、ほかに中学校の体育館の施設の整備事業についての調査、ほかに公民館の熱中症対策冷房事業、これらの事業が案件として上がってきております。

先ほどの内容を基にしてこの予算案を否決すると、これら全ての事業が滞ることになります。その点を十分御理解していただいた上で、皆さんの御判断をよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（重松一徳君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（重松一徳君）**

ないようですので、討論を終結します。

議案第26号を採決します。

まず、本案に対する中村議員ほか1名から提出された修正案について採決を行います。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（重松一徳君）**

起立少数と認めます。よって修正案は否決されました。

次に、議案第26号の原案について採決します。本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（重松一徳君）**

起立多数と認めます。よって議案第26号は可決されました。

## 日程第10 議案第27号

○議長（重松一徳君）

日程第10. 議案第27号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第27号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第27号は可決されました。

## 日程第11 議案第28号

○議長（重松一徳君）

日程第11. 議案第28号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第28号を採決します。本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって議案第28号は可決されました。

## 日程第12 意見書第1号

○議長（重松一徳君）

日程第12. 意見書第1号 少人数学級・教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。意見書第1号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって意見書第1号は採択と決しました。

### 日程第13 意見書第2号

○議長（重松一徳君）

日程第13. 意見書第2号 政治資金パーティー裏金問題の再発防止等を求める意見書を議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。意見書第2号を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって意見書第2号は採択と決しました。

### 日程第14 所管事務等の調査について

○議長（重松一徳君）

日程第14. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長及び議会運営委員長より提出された、別紙、所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって以上のとおり決しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして令和6年第2回基山町議会定例会を閉会します。

～午前10時56分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重 松 一 徳

基山町議会議員 天 本 勉

基山町議会議員 松 石 健 児